

経緯

- 令和元年6月、総合科学技術・イノベーション会議 (CSTI) において、**ミトコンドリア病**
※**研究を目的としたヒト受精胚に核置換技術を用いる基礎的研究を容認**する見解が示された。
※ ミトコンドリアの働きが低下することで発症し、低血糖やけいれんなど様々な症状を呈する疾患で、現時点では根本的な治療法が存在しない。母系遺伝することが特徴。
- 文科省の委員会で関係指針 (特定胚指針) 見直しの検討を行い、改正案を取りまとめ。

対象指針

特定胚の取扱いに関する指針 (特定胚指針)

<目的・適用範囲>

クローン技術規制法上、慎重な取扱いが求められている9種類の「**特定胚**」について、**作成可能な特定胚の種類を限定し、その具体的な取扱いを定めている**。そのうち、「**ヒト胚核移植胚**」は作成が不可となっていた。

クローン技術規制法で規定する特定胚

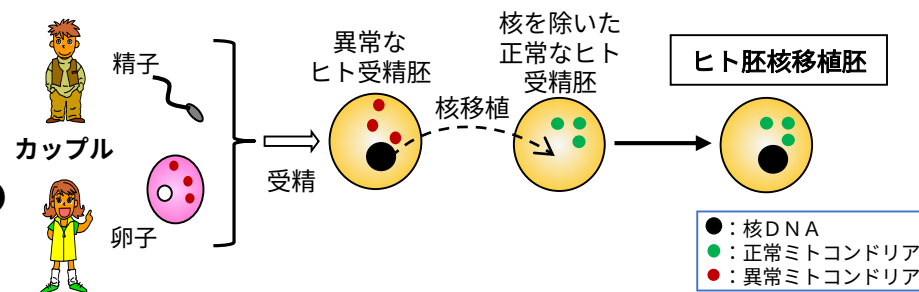
1. ヒトクローン胚 (○)
2. ヒト動物交雑胚
3. ヒト性集合胚
4. ヒト性融合胚
5. ヒト胚分割胚
6. **ヒト胚核移植胚**
7. ヒト集合胚
8. 動物性融合胚
9. 動物性集合胚 (○)

※○は研究目的等を限定のうえ、作成が容認されている特定胚

改正の概要

特定胚指針の改正

- ⇒ ミトコンドリア病研究を目的とした場合に限り、作成可能な特定胚に「**ヒト胚核移植胚**」を追加。
- ⇒ **ヒト胚核移植胚の取扱いの要件** (例: 研究目的等の限定、技術的能力・管理能力等) を規定。



➡ **生命倫理を遵守した、ミトコンドリア病研究を目的とする核置換技術を用いる基礎的研究の進展が期待。**

今後の予定

令和3年6月以降

- ・CSTI本会議への諮問
- ・答申後、文部科学大臣より告示、同日施行